

財務省告示第七十三号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成十九年二月十五日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十九年三月九日

財務大臣 尾身 幸次

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百五

十三回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び財政

の法律及びそ 融資金特別会計法（昭和二十

六年法律第一百一号）第十一条第

一項並びに国債整理基金特別会

計法（明治三十九年法律第六号）

第五条第一項及び第五条ノ二

三 振替法の適 社債等の振替に関する法律（平

用等 成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

四 発行方法 価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその発行価格

五

方募

入 決 定 の

イ

口

八

二

非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 価 法 入  
格 第 参 市 入 格 第 参 市 発 競 札 格 競 決  
競 加 場 発 競 加 場 行 争 入 行 争 の

と するものによる発行（以下「非  
競 争 入 札 行」という。）、「価  
競 争 入 札 と 同 時 に 行 わ れ る 入 札  
で あ っ て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市  
場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
を 定 め る 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
「 国 債 市 場 特 別 参 加 者 」 第 一 以  
下 非  
価 格 競 争 入 札 行」という。）及  
び 価 格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を  
し た 後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ  
て 、 財 務 大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別  
参 加 者 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者  
の 募 入 行 限 度 額 を 定 め  
る も の 由 り 発 行 第 一 以 下 非  
市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
争 入 札 行」という。）

各 申 込 み の うち 応募 価 格 の 高 い  
も の か ら そ の 応募 額 を 順 次 割 り  
当 て る 。 各 申 込 み の 応募 額 を 案 分  
割 り 当 て る 。 各 申 込 み の 応募 額  
を 案 分 割 り 当 て る 。 各 申 込  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市  
場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 各 国 債 市  
場 特 別 参 加 者 各 国 債 市 場 特 別  
募 入 限 度 額 の 範 囲 内 に お いて 各 申  
込 み の 応募 額 を 割 り 当 て る 。



十 十		九 八		七			
イ 一		振 額 最		イ 払			
入 札 発 行	価 格 競 争	替 単 位	低 額 面 金	行 争 非 者 特 国 行 争 非 者 特 国 札 非 入 入 札 競 争	込 金 額	行 争 非 者 特 国 札 非 入 入 札 競 争	
厘 額 以 上 の そ れ ぞ れ の 応 募 価 格	平 成 十 九 年 二 月 十 五 日	の 記 載 又 は 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿	五 万 円	千 三 十 九 億 千 二 万 八 千 円	円 千 五 百 四 十 五 億 六 千 四 十 八 万 四 千	一 兆 五 千 三 百 一 億 七 百 九 十 二 千 三 百 八 十 八 万 八 千	ノ 二 の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国 債 に つ い て、 額 面 金 額 で 千 三 十 八 億 円

十 十 十  
七 六 五

十  
四

十 十  
三 二

口

償還金支所  
償還金額  
元利支所  
払場

第二期  
の第二期  
以後

利率  
入札発行  
・資格競争  
・別加場  
・参市及  
・争入札  
・非格  
・者第  
・特参  
・国市  
・札発  
・非競  
・争入

日本銀行  
額百円につき百円  
平成二十一年二月十五日  
利子を支払う。

て、その日以前六月間に属する  
を、支払期に属する  
毎年二月十五日及び八月十五日

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.8}{100} \times \frac{1}{2}$$

す次そのが金と平年  
る号の銀額し成〇  
期及翌行を、十・八  
日及び営休業支次の年パー  
に第十日に業業払う。算八月セント  
いて十五号に支払う。ただし、算十五日を  
て同じ。いて以下は、期  
規定、

厘額面金額百円につき百円十銭六

十八  
十九

入札参加  
者  
払込期日

財務大臣から通知を受けた者  
平成十九年二月十五日